

平成 21 年 8 月 28 日 第 4 回 市川市自転車安全利用対策懇談会 議事録 要旨

- 市川市では自転車事故が最も多いのは 30 代～40 代で、高校生の事故は多くはない。これは自転車通学が少ないためであって、決してマナーが良いからではない。
- 条例の規定については、道路交通法にない事項であれば規定できるが、罰則については、道路交通法で罰則がある場合は二重罰になってしまうため、ハードルが高い。
- 自転車の歩道通行を禁止することは、現在の道路環境上、困難な状況である。
- 車道も歩道も左側通行の徹底がされれば事故はかなり減少するので、今後検討してもらいたい。
- 江戸川区では自転車が走行すべき場所にカラー舗装をしており、市川市でもこうした施策を実験的に実践したいと考えている。
- 自転車レーンを道路管理者が設置しても、警察に自転車専用通行帯として指定されないケースが多い。この場合、道路管理者が法定外標示で自転車レーンとしている。
- 道路の中央線を取り払うことで事故が減ったという例がある。
- 地元の協力を得て、市内でも自転車レーンを設置しようとする場所がある。
- 警察や自転車販売店には自転車の安全運転の資料が不足している。
- 自転車の安全利用に関する PR をもっとすべきである。